議案第106号

幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

幕別町職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「職員の定年に関する条例」を「職員の定年等に関する条例」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。

- (4) 定年条例第9条の規定により異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。第9条第3号において同じ。)が延長された管理監督職を占める職員第9条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条に次の1号を加える。
- (3) 定年条例第9条の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員

第16条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。 第18条の表中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、 「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第6条第1項 又は第2項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の幕別町職員 の育児休業等に関する条例第19条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。